

品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱

制定	平成 23 年 12 月 26 日	区長決定	要綱第 138 号
改正	平成 25 年 9 月 30 日	区長決定	要綱第 141 号
改正	平成 27 年 1 月 30 日	区長決定	要綱第 4 号
改正	平成 28 年 1 月 25 日	区長決定	要綱第 10 号
改正	平成 29 年 3 月 15 日	区長決定	要綱第 34 号
改正	平成 29 年 7 月 25 日	区長決定	要綱第 121 号
改正	平成 30 年 3 月 22 日	区長決定	要綱第 46 号
改正	平成 30 年 7 月 27 日	区長決定	要綱第 166 号
改正	平成 31 年 2 月 26 日	区長決定	要綱第 26 号
改正	令和 2 年 2 月 7 日	区長決定	要綱第 4 号
改正	令和 2 年 7 月 30 日	区長決定	要綱第 166 号
改正	令和 3 年 6 月 22 日	区長決定	要綱第 165 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認可保育所の開設準備経費、認証保育所から認可保育所への移行にあたり、認可保育所の基準を満たすために必要な改修経費および家賃の一部について補助金を交付することにより、社会福祉法人および株式会社等に認可保育所の積極的な新規開設および認証保育所から認可保育所への移行を促し、もって一層の受入れ枠の拡大を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める「幼稚園」と児童福祉法に定める「保育所」の両方の機能を持つ施設をいう。
- (3) 認証保育所 「東京都認証保育所事業実施要綱」（12 福子推第 1157 号）に基づき東京都知事が認証する施設をいう。
- (4) 認可保育所等 認可保育所および認定こども園、認証保育所をいう。
- (5) 移行保育所 認証保育所から移行する認可保育所をいう。
- (6) 開設準備経費 品川区内において、認可保育所等を新規に開設する場合に要する施設整備費および開設前家賃をいう。
- (7) 開設前家賃 品川区内の認可保育所等の開設前に要する共益費を含めない賃借料と礼金をいう。
- (8) 移行支援経費 品川区内において、移行保育所とするにあたり、必要な施設整備費をいう。
- (9) 開設前雑費 認可保育所の開設準備に必要な費用のうち施設整備費の対象とならない備品類

の購入費や、開設前の職員研修費用など開設準備に必要な費用をいう。

(10) 補助事業 第3条に定める補助対象経費に係る事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、「保育所設置認可等事務取扱要綱」(9 福子推第 1047 号) および「東京都認証保育所事業実施要綱」(12 福子推第 1157 号) において使用する用語の例による。

(補助対象経費および対象除外)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、認定こども園の場合は、児童福祉施設として保育を実施する部分または保育所機能部分の整備に係る費用に限る。また、他の補助制度が適用される場合は、その補助制度を優先する。

(1) 開設準備経費(平成23年5月1日以降の認可保育所等の整備にあつて、令和4年4月1日までに開設したものに限る。)

(2) 移行支援経費(移行保育所の整備であつて、令和4年4月1日までに移行したものに限る。)

(3) 開設前雑費は、初度調弁経費および職員研修費用等であつて、自己所有物件に係る整備をする場合で、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園および保育所の設置者が同一の学校法人であつて、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。) その他区長が認めた法人が行う認可保育所の開設に係るもの(個人が行う事業を除く。)

2 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収または整地に要する費用

(2) 既存建物の買収に要する費用

(3) 職員の宿舎に要する費用

(4) その他施設整備として適当と認められない費用

(補助金交付額)

第4条 補助金は、別表1により算出された額(小数点以下切り捨て)を予算の範囲内において交付するものとする。

(補助条件)

第5条 補助金の交付に当たっては、別表2の条件を付して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 第3条第1号から第3号までの補助対象経費に係る補助金の交付申請をする者は、次の書類を区長に提出しなければならない。

(1) 品川区認可保育所等開設準備等経費補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 品川区認可保育所等開設準備等経費補助計算書(第2号様式)

(3) 建物賃貸借契約書の写し(賃貸物件の場合)

(4) 土地賃貸借契約書の写しおよび不動産登記簿謄本(自己所有物件の場合)

(5) 設計・工事監理委託契約書および委託完了届の写し

- (6) 工事契約書（工事見積内訳書等含む）および委託完了届の写し
- (7) 賠償責任保険証券の写し
- (8) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 区長は、前条の交付申請があった場合は、関係書類を審査した上、交付の可否を決定し、交付の決定をしたときは品川区認可保育所等開設準備等経費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付の決定をしたときは品川区認可保育所等開設準備等経費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求および受領）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、区長に対し、速やかに、請求書（第5号様式）により、補助金の支払いを請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、関係書類を審査した上、当該請求に係る補助金を請求者に対し支払うものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた認可保育所等および移行保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- (3) 職員の採用・退職等による配置変更や保育室の設備等の変更をするとき。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 区長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を該当補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) その他、設置者の責に帰すべき事由により、区長が補助金の交付決定を取り消すことを適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、当該補助金の交付決定の全部または一部を取り消された設置者から、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

3 区長は、第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、第7条に基づく交付決定について品川区認可保育所等開設準備等経費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により該当設置者に通知するものとする。

（実施報告）

第11条 補助金の交付を受けた設置者は、当該会計年度終了の日から60日以内に、区長に対し事業実施報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

2 実施報告その他提出書類により、補助対象とならないものが含まれている等の事由が判明した場合、区長は設置者から交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

（遵守事項）

第12条 設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の意見を聴取することなどにより、常に利用者の立場に立った良質な保育サービスの提供に努めること。
- (2) 重大事故があったときは、速やかに区長に報告すること。
- (3) 本事業の実施にあたり、知り得た個人情報等を事業目的以外に使用したり他に漏らしたりしないこと。また、個人情報の取り扱いについては、保育所規則および重要事項説明書に記載すること。
- (4) 非常災害に対する具体的計画を立て、定期的に避難訓練を実施すること。
- (5) 不慮の事故等に備え、補償額が1回の事故につき3億円以上、1名の事故につき3千万円以上の賠償責任保険に加入すること。
- (6) 児童、職員および施設等に関して、必要な帳簿および証拠書類を備えておくこと。

（報告および調査）

第13条 区長は、必要があると認めるときは、認可保育所等および移行保育所に設備等の状況について、設置者に対し報告を求め、または立ち入り調査をすることができる。

2 設置者は、改善の指導を受けたときは、速やかに改善しなければならない。

（その他）

第14条 品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）およびこの要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成25年10月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年2月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成28年4月2日から適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第4号、第6条第2項および別表第1-8の規定は、同年11月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱第3条第4号、第6条第2項および別表第1-8の規定は、平成28年11月以

後の月分に係る開設後家賃の補助金について適用し、同月前の月分に係る開設後家賃の補助金については、なお従前の例による。

- 3 改正後の要綱第3条第4号に規定する開設・移行日の起算方法については、平成28年11月1日以後に他の施設区分の認可保育所等に移行した認可保育所等について適用し、同日前に他の施設区分の認可保育所等に移行した認可保育所等については、なお従前の例による。

付則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付則

- 1 この要綱は、平成30年3月22日から適用する。ただし、開設後家賃補助に係る規定を削除する部分は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱に基づく補助金の交付については、平成30年4月1日から同年9月1日までに開設する認可保育所等について適用する。

付則

この要綱は、平成30年7月27日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年2月26日から適用する。

付則

この要綱は、令和2年2月7日から適用する。

付則

この要綱は、令和2年7月30日から適用する。

付則

この要綱は、令和3年6月22日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

品川区認可保育所等開設等支援補助対象経費

項目	補助基準額	補助率	補助対象経費
開設準備経費	<p>[別表 1-1]</p> <p>自己所有物件の場合 次に掲げる設置主体が認可保育所の創設、増築、増改築（改築部分は老朽改築）、改築もしくは大規模修繕等（既存施設の現在定員の増員を伴う整備をするに限る）（※注）に要する施設整備費</p> <p>設置主体 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園および保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）その他区長が認めた法人（個人が行う事業を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(別紙)「認可保育所整備等の施設整備費補助基準額一覧」に示す額を上限とする ・補助対象経費に係る設置者の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額の合計額 	16 分の 15	<p>本体工事費 （工事事務費を含む。） 特殊附帯工事費 解体撤去工事費および仮設施設整備工事費（増改築、大規模改修に限る。） 実施設計委託費 開設前雑費 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）</p> <p>※ 工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等））は、工事費または工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。</p>
	<p>[別表 1-2]</p> <p>賃貸物件の場合 [別表 1-1] に掲げる設置主体が、施設を整備するために必要な改修経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(別紙)「認可保育所整備等の施設整備費補助基準額一覧」に示す額を上限とする ・補助対象経費に係る設置者の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額の合計額 	16 分の 15	<p>実施設計委託費 内装工事費 設備改修経費</p>

開設準備経費	認可保育所	[別表 1-3] 開設前家賃 ・ 1 か所あたり 4 1, 0 0 0 千円以内 ・ 補助対象経費に係る設置者の実支出額 ※[別表 1-2]の内装・設備改修工事着工日以降を対象とする	8分の7	建 物 賃 借 料 礼 金
		[別表 1-4] 高騰加算 建築資材や労務単価の高騰を踏まえ、[別表 1-1][別表 1-2]で掲げる補助基準額の上限額を超えた経費 ・ 令和 4 年 4 月 1 日までに開設したものに限り ・ (別紙)「認可保育所整備等の施設整備費補助基準額一覧」の高騰加算により算出した額を上限額とする	16分の15	本 体 工 事 費 特 殊 附 帯 工 事 費 実 施 設 計 委 託 費 内 装 工 事 費 設 備 改 修 経 費 解 体 撤 去 工 事 費 お よ び 仮 設 施 設 整 備 工 事 費 等
	移行保育所	[別表 1-5] 認可保育所への移行を希望する認証保育所に対して、移行にあたり、認可基準を満たすために必要となる経費	4分の3	実 施 設 計 委 託 費 内 装 工 事 費 設 備 改 修 経 費

※注

創設：新たに保育所を整備することをいう。

増築：既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいう。

増改築：既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む）をすることをいう。

改築：既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む）をすることをいう。

大規模修繕等：既存施設について、平成20年6月12日付雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し、整備をすることをいう。

(別紙)

認可保育所整備等の施設整備費補助基準額一覧

基準額 1 施設当たり

単位：千円

		本体工事費 (工事事務費を含む)	解体撤去工事費	仮設施設整備工事費	
別表 1-1 に係る整備	定員	20 名以下	120,000	2,403	4,279.5
		21～30 名	125,850	2,722.5	5,221.5
		31～40 名	146,250	3,631.5	6,328.5
		41～70 名	166,800	4,570.5	8,791.5
		71～100 名	216,600	6,447	13,191
		101～130 名	260,700	7,783.5	15,831
	特殊附帯工事		16,530		
	設計料加算		本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の 5%		
	開設前雑費加算		次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員を乗じて加算		
			定員 20 名以下		55.5
			定員 21～30 名		43.5
			定員 31～40 名		34.5
			定員 41～70 名		30
			定員 71～100 名		24
	定員 101～130 名		21		
	土地借料加算		47,550		
	地域の余裕スペース活用促進加算		17,040		
高騰加算	20 名以下		30,000		
	21～30 名		31,462		
	31～40 名		36,562		
	41～70 名		41,700		
	71～100 名		54,150		
	101～130 名		65,175		
	特殊附帯工事		4,132		
	地域の余裕スペース活用促進加算		4,260		

別表 1・2 に係る 整備			改修経費
	定員	20名以下	120,000
		21～30名	125,850
		31～40名	146,250
		41～70名	166,800
		71～100名	216,600
		101～130名	260,700
	高騰 加算	20名以下	30,000
		21～30名	31,462
		31～40名	36,562
		41～70名	41,700
		71～100名	54,150
101～130名		65,175	

- ※ 本体工事費における大規模修繕等は対象経費の実支出額を基準額とする。
- ※ 特殊附帯工事費については、平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」を準用して整備すること。
- ※ 解体撤去工事費および仮施設整備工事費については、平成20年6月12日雇児発第0612007号生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の取扱いについて」を準用する。(ただし、交付基準の算定は除く)。対象は、増改築、大規模修繕等の場合(ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ)。
- ※ 土地借料加算については、新たに土地を有償で賃借して保育所等を整備する場合に加算する。また、補助対象期間は、土地賃借料が発生した日から開設の前日までとする。
- ※ 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算する。
- ※ 増築、一部増改築等、定員の全てが工事にかからない場合、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とする。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／整備後の総面積」で策定する。(いずれも小数点以下切捨て)

※ 別表2（第5条関係）

補助条件

1 財産処分の制限

- (1) 設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加の価格が単価50万以上の機械および器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊しまたは廃棄してはならない。
- (2) 設置者は、補助事業により取得したものまたは効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき区長の承認を受けるものとする。
- (3) 設置者は、補助事業により既存施設の施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、厚生労働大臣または関東信越厚生局長の承認を受けなければならない。また、東京都の補助金を受けて取得した財産については、東京都知事の承認を受けなければならない。さらに品川区の補助金を受けて取得した財産については、品川区長の承認を受けなければならない。
- (4) 本補助事業により施設整備を行った設置者は、本補助金の交付を受けて取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、前号の例による承認を受けなければならない。

2 財産処分に伴う収入の納付

区長は、区長の承認を受けて1に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることがある。

3 財産の管理義務

設置者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 建設工事の第三者への一括委託の禁止

設置者は、補助事業を行うために建設工事を完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

5 契約の方法

設置者は、補助事業を行うために締結する契約については、区が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

6 資金提供の制限

設置者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方およびその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

7 事業の中止等

- (1) 設置者は、補助事業を中止し、または廃止（一部の中止、または廃止を含む）する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (2) 設置者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに区長に報告し、その指示に従わなければならない。

8 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の報告

設置者は、補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により本補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（第8号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税または地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を区に納付させることがある。

9 補助事業の完了時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。ただし、当該年度中に施設整備に着手し、翌年度に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日または翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。

10 書類の整備保管

設置者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、開設準備経費の証拠書類については、10年間保管しなければならない。

11 減価償却費加算の支給または支払申請の禁止

設置者は、補助事業により整備した施設について、補助事業の完了後において、子ども・子育て支援法第27条の規定による施設型給付費の支給または同法附則第6条の規定による委託費の支払において、特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育および特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等第1条第50号に規定する減価償却費加算の支給または支払に係る区市町村への申請が一切なされないこと。

第2号様式（第6条関係）

品川区認可保育所等開設準備等経費補助計算書

設置者名		施設区分	
対象施設名		定員（人）	

項目	事業者（契約相手方）	経費（実支出額）	うち対象経費	うち対象外経費
① 開設前家賃（工事着工日以降）				
建物賃借料（共益費除く）				
礼金				
開設前家賃 計	—			
② 施設整備費				
施設整備費 計	—			

認可保育所の場合	補助対象額
① 開設前家賃（上限41,000千円）の8分の7の額	
② 施設整備費の実支出額（別途定める上限額）の16分の15の額	
③ 高騰加算（②の上限額を超えた部分につき、別途定める上限額）の16分の15の額	

当該年度進捗率（％）	
------------	--

補助交付金額 計	
----------	--

第 年 月 日
号

品川区認可保育所等開設準備等経費補助金交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名）

品川区長 印

品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱第7条の規定に基づき、品川区認可保育所等開設準備等経費補助金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

交付決定金額 円

内訳

第4号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号

品川区認可保育所等開設準備等経費補助金不交付決定通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱第7条に基づき、品川区認可保育所等開設準備等経費補助金の不交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

理由

請 求 書

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名 品川区認可保育所等 補助金について

上記の金額を請求します。

年 月 日

品川区長 あて

所 在 地

施 設 名

請求者住所

氏 名

印

品川区認可保育所等開設準備等経費補助金交付決定

取消通知書

設置者名 様
（保育所名 ）

品川区長 印

年 月 日付第 号により通知しました、品川区認可保育所等開設準備等経費補助金の交付決定について、下記の理由で取り消しましたので通知します。

記

1 取消し理由

事業実施報告書

年 月 日

品川区長 あて

住所

事業者(名称および代表者名)

氏名

下記補助事業について、工事の竣工および物品の納品等が完了したので、報告する。

保育所名			
保育所所在地			
所要経費	¥	契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日	竣工年月日	年 月 日
補助金による効果			

受付年月日	年 月 日	検査員職氏名	主事	⑩
		立会人職氏名	主事	⑩
摘要				

添付書類

- 1 工事請負契約書(設計および工事監理委託契約がある場合は、委託契約書を含む)
- 2 平面図
- 3 所要経費内訳書

所要経費内訳書

収入額

項目	金額	内訳(積算内訳等)
区補助金		
合計		

支出額

項目	金額	内訳(積算内訳等)
合計		

収支額(収入額－支出額)

※収支額は0となること。

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

品川区長 あて

申請者

所在地

名称

代表者氏名

(保育所名)

印

記

年 月 日付で交付決定を受けた、品川区認可保育所等開設準備等経費補助金のうち、品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱補助条件8の規定に基づき、消費税仕入控除税額を、下記のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額 _____ 円

2 確定申告年月日 _____

3 決算期間 _____ ～ _____

4 消費税の申告の有無 _____
(「無」を選択の場合は以下不要)

※消費税の確定申告を法人全体で行っていない場合は「無」を
本社等で一括して申告している場合は「本社経理」を選択
してください。

5 仕入控除税額の計算方法 _____
(「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

6 計算方法 _____

7 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 _____ 円

8 補助金返還額相当額 _____ 円

※積算内訳報告書を添えて報告します。